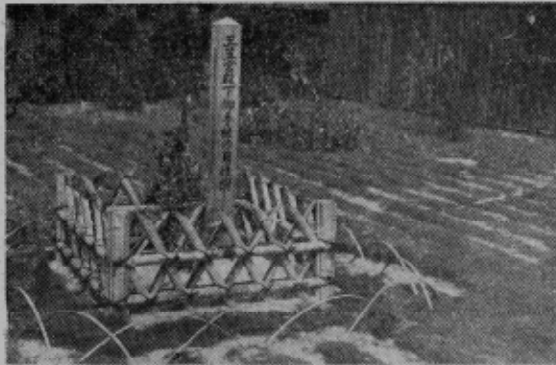


幸にかがやく幸田の町



昭和三十一年五月二十九日

三笠宮殿下御台臨

文部省指定社会体育研究発表会

- 一三・〇〇 幸田町公民館御成り
- 一三・〇〇〜一三・〇八 バレーボール練習御覧
- 一三・〇八〜一三・三五 研究発表御聴取
- 月桂樹御手植
- 一三・三五〜一三・五〇 美蓉体操御覧
- 御休憩
- 一三・五〇〜一四・〇〇 本館御発〜高力へ
- 一四・〇〇〜一四・一〇 高力分館体育御覧
- 一四・一〇〜一四・二〇 高力御発〜新田へ
- 一四・二〇〜一四・三五 新田分館 生活改善御覧
- 一四・三五 幸田町御発御帰京
- 一四・〇〇〜一五・三〇 見学
- 一五・三〇〜一六・〇〇 評価



第76号

発行所
愛知縣額田郡
幸田町公民館
印刷所
岡崎活版所

生ける幸

父 郎

幸に榮えゆく幸田の町は

公民館をセンターとして

国が定めた 体育の町

三笠の宮さま お成りです

日々へのびゆく幸田の町は

生活環境 新たにひらけ

朝日が選んだ健康な町

平和の楽土 創り出す

豊かにみゆる幸田の町は

農・林・工・商 まどいてなごみ

国の財をかず／＼ふやし

明るい日本を おこします

いと健やかな幸田の町は

文化の香りゆかしく匂う

全国優良表彰の名に

輝くゆめをいつまでも

—三笠宮殿下御成りの日—

幸田町 国民健康保険条例

第一章 総則

第一条 本町が行う国民健康保険は法令に定めるものの外この条例の定めるところによる。

第二条 国民健康保険事業の運営に關する事項を審議するため幸田町国民健康保険運営協議会（以下協議会という）を置く。

第三条 協議会の委員の定数は左の通りとする。

- 一、被保険者を代表する委員二名
- 二、医師又は歯科医師を代表する委員二名
- 三、公益を代表する委員二名

第四条 協議会に關し必要な事項は別にこれを定める。

第二章 被保険者

第五条 本町は町内の世帯主及びその世帯に属する者をもつて被保険者とする。但し左に掲げる者を除く。

- 一、健康保険の被保険者及びその被扶養者並びに船員保険の被保険者及びその被扶養者但し船員保険法第二十条第一項の規定による被保険者。
- 二、日雇労働者健康保険法（昭和

二十八年法律第二百七号）第八條の規定により日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付を受け六月を経過しない者、但し同法第七條の規定による承認を受け同法の被保険者とならない。期間内にある者を除く。

三、特別国民健康保険組合の被保険者。

四、法律の規定に基づいて組織する共済組合であつて私傷病につき療養に關する給付をするものの組合員及びその被扶養者。

五、医療従事者又はその世帯にある者にして療養の給付をする必要がないと認められる者。

六、貧困のため地方税の免除を受ける者並びにその世帯にある者

第六条 世帯主である被保険者はこの条例公布の後十日以内にその住所及び氏名並びにその属する世帯の被保険者の氏名性別生年月日及び自己との続柄を記載した書面を速やかに提出しなければならない。二、あらたに被保険者となつた者があるときはその属する世帯の世帯主である被保険者は前項の規定に準じ届出をしなければならない。

三、前二項に規定する記載事項中に変更があつたときは十日以内にその旨を届け出なければならない。

第七条 世帯主である被保険者が被保険者でなくなつたときは十日以内に書面をもつてその旨を届け出なければならない。

第八条 世帯主である被保険者が世帯主でなくなつた場合においてはあらたに世帯主となつた被保険者は十日以内に書面を以つて世帯主変更の届出をしなければならない。

第九条 被保険者中にその資格を喪失した者がある時は世帯主である被保険者は十日以内にその被保険者の氏名及び資格喪失の事由を記載した書面を以つてその旨を届け出なければならない。

第十条 第七条及び前条の届出には資格を喪失した被保険者の受診証を添えなければならない。

第三章 保険給付及保険施設

第十一条 本町に於てする保険給付の種類は左に掲げるものとする。

- 一、療養の給付
- 二、助産費の支給
- 三、葬祭費の支給

第十二条 療養の給付の範囲は左に掲げるものとする。但し歯科補綴を除く。

- 一、診察（往診及び処方箋の交付を含む）
- 二、薬剤又は治療材料の支給（診療以外の薬品及び売薬の支給を含まない）
- 三、処置、手術、その他の手当
- 四、入院（食事を含む）

第十三条 前条第一号、第四号の給付については被保険者は本町の定めた医師歯科医師（以下療養担当者と云う）の中自己の選定した者についてこれを受けるものとする。

第十四条 被保険者が左の場合に於て療養担当者以外の医師歯科医師その他の者の手当を受けたときは療養の給付に代えて療養費を支給する。

- 一、町に於て療養の給付をするこゝとが困難であるとき。
- 二、緊急の必要があるとき。
- 三、其の他必要により町長の承認を受けたとき。

第十五条 療養の給付は転居に至るまでこれをするものとする。

第十六条 療養費の額は療養に要した実費とする。但し療養の給付をする場合に要する額から第十七条

の規定による一部負担金の額を控除した額を超えることができない

第十七条 被保険者が療養の給付を受けるときはその属する世帯の世帯主である被保険者はその費用の五割を一部負担金として療養担当者に支払わなければならない。

2. 被保険者が結核予防法第三十四条の規定による医療を受けるときは当該被保険者の属する世帯の世帯主である。被保険者は其の医療に要する費用から公費負担に相当する金額を控除した残額の五割を一部負担金として療養担当者に支払わなければならない。

3. 本町は被保険者のうち災害にあい、又は特別の事由があるときは当該納付義務者の申請に基づき議会の議決を経て一部負担金を減免することが出来る。

4. 一部負担金の支払方法については別にこれを定める。

第十八条 助産費の額は一五〇〇円とする。

第十九条 葬祭費の額は一〇〇〇円とし葬祭を行う者にこれを支給する。但し満一才未満のものは五〇〇円とする。

第二十条 伝染病予防法その他の法

令の規定により無償で療養を受けられる場合はその限度に於て療養の給付はこれをしない。

第二十一条 本町は被保険者の健康の保持増進のため左に掲げる施設をする。

一、伝染病寄生虫病その他疾病の予防。

二、健康診断。

三、母性及び乳幼児の保護。

四、栄養改善。

五、健康表彰。

六、その他健康の保持増進に関する施設。

第二十二条 この章に定めるものの外保険給付及び保健施設に關し必要な事項は別にこれを定める。

第四章 国民健康保険税

第二十三条 本町は被保険者である世帯主及び被保険者の資格のない世帯主であつてその世帯に被保険者のある当該世帯主に対して別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

第五章 雑則

第二十四条 本町は保険給付に要した費用の前三年度の平均年額に相当する額に達するまで毎年度の剰余金から該平均年額の百分の五以

上に相当する額(剰余金が該平均年額の百分の五に達しないときはその金額)を準備金として積み立てるものとする。

2. 前項の限度内の準備金は保険給付に要する費用に不足を生じたときまでない限りこれを使用しない

第二十五条 本町は支払上現金に不足を生じたときは準備金に属する現金を繰替使用し又は一時借入金をする事ができる。

2. 前項の規定により繰替使用した金額及び一時借入金は当該会計年度内にこれを返還する。

第二十六条 国民健康保険特別会計に属する財産の管理は議会の議決によるものとする。

第二十七条 本町の国民健康保険施設を被保険者でない者に利用させた場合に於ける利用料については別にこれを定める。

第二十八条 本章に規定するものの外国国民健康保険特別会計に關して必要な事項は別にこれを定める。

国民健康保険について

国民健康保険は、病気やけがの不時の失費をお互に助け合い、健康で豊かな生活のできるよう相互の扶助の精神に基いて行われるもので、皆様の保険税と、町と県と国からの補助により健全な国民健康保険の運営ができるようになっていきます。

当町もいよいよ五月一日から実施され、国民健康保険医として契約した医師の処で受診証により療養ができるようになりました。

療養費は半額を医師の窓口で直接支払い、後の半額は役場が支払う。療養担当医は次の通りです。

1. 幡豆郡歯科医師会に属する医院及び病院

2. 蒲郡市医師会に属する

3. 西尾、幡豆医師会に属する

4. 西尾市歯科医師会に属する

5. 岡崎市医師会に属する

6. 岡崎市歯科医師会に属する

7. 碧海郡医師会に属する

8. 碧海郡歯科医師会に属する

9. 安城歯科医師会に属する

10. 蒲郡歯科医師会に属する

11. 愛知県下公立病院及び診療所

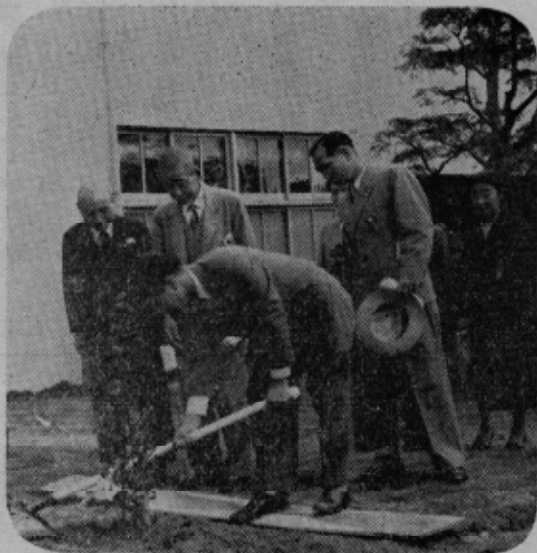


白いはね
運動に
協力しましょう

三笠宮殿下御台臨

總裁宮
月桂樹を記念に
お手植

→



「すこやかなあしなみ」を

← 御聴取

昭和30年5月29日

午後一時

バス6台に分乗して

続々幸田町公民館へ

→



文部省指定社会体育研究発表会



御少憩
町勢など御下問



本多館長
三笠宮殿下
中島文部事務官
塩沢県広報長



東海四県下のレクリエーション
権威者ら三〇〇名とともに
高力分館のバレー・ボール
御台覧



おとこ大学

高崎三巴子

五、口でほめる

「うちの奴は馬鹿だから」「こいつはほんとに頭が悪いんですからね」「うちの女房みたいなオタフタは」などと、御本人の前で、人に自分の奥さんをごきおろして見せる御亭主。そんな人に限って、本当は奥さんに頭が上らないのだからか、さすが、あれはやめて頂きたいものです。聞かされる方もそんなにいゝ氣持ではないし、いわゆる女房の身になれば、解つてはいてもやつぱり嬉しくありません。ところが始終そんなことをいわれれば、だんくほんとにバカになり、オタフタみたいな顔にもなつてしまいます。

「口でけなして心でほめて」というのが日本の亭主の美德みたいに思ひこまれていますけれど、心でほめるなら、口でもほめて下さい。また心の中でバカで不器量で困つたもんだと思つているのなら尚のこと、人前で少しでも、いい処をほめてみて下さい。ほめられればキレイにもなり、またバカもなおります。

六、エチケット

女の人と一緒にいる時には、男が荷物を持つとか、乗物にのるにも女の人を先にのせるといふような所謂エチケットを心得た紳士も、自分の女房を相手にすると忽ち亭主圓白になつて、大きな重い荷物を持たせ、人混みの電車でも自分がさつさと先にのつてしまふというのはどうしたことでしょうか。よその女の人と歩けば道のどつち側が淑女を護る騎士道だなどと心得ているのに、奥さんと一緒に歩けば平気でベツと道傍に唾をはいたり、エチケットとは麻雀や庭球にルールのあるように、人と一緒に歩くだけの規則だとも思つてゐるのでしょうか。

「女房の前でぐらゐのうのろしいよ」という氣持は解りますし、女房もそう思つてもらいたくない。でもしつてはいけないことは、女房と一緒に歩くといつてやつぱりいけないのでありませんか。水入らずの家族の中でも、ある程度の礼儀を守る御亭主がふえてくれば、結局その人たちがだんももつとお行儀がよくなり世の中が住みよく明るくなるのではないのでしょうか。

社会体育シリーズ (その21)

M S

あかちゃん体操

家庭の雰囲気明るくなれば、われわれの生活はどれ程楽しくなるであらうか。その明るい家庭を築く基として、常に健康でなければならぬ。ところが大人の健康法は色々あるが赤ちゃんの健康法には具体的な指導がなかつた。

そこで今度群馬大学医学部小児科の松村教授は、赤ちゃんにも体操をと「赤ちゃん体操」を考案し、新生活運動の一環として全国的な運動にしようとして張り切つてゐる。

特にこれからの気候は、生物が最も成長する時なので、赤ちゃんを立派な体に育てるのにも、最も良い季節である。群馬県に生まれたほぐえましい新生活運動の一面である。乳児を持つ家庭には「こどもの日」に當つて是非おすゝめしたい。

- 1 赤ちやん体操
- 2 指の握らせ方
- 3 母親の拇指を握らせ、人さし指で赤ちやんの手首をつかむ。
- 4 足の握り方
- 5 中指と人さし指を開いて赤ちやん

の足首をそつと握る。

- 3 足の運動(二カ月頃から) 片脚ずつ膝をまげたり、のびたりして、数回行う。
- 4 腕の運動(二、三カ月頃から) 両腕を胸のわきに下し、次に真直上にのばす。
- 5 胸をそらせる運動 (三カ月頃から) そつと持ち上げ十秒位で静かにおろす。
- 6 腹ばい運動(三カ月頃から) 腹ばいにさせて最初は三十秒位、次第に長くする。
- 7 起き上らせる運動 (四カ月頃から) 拇指を握らせて床から僅かに引き上げる。
- 8 坐らせる運動(五カ月頃から) 前の運動から引き続き、引き上げ坐らせる。
- 9 立つちの準備運動 (六カ月頃から) 膝の上に抱き軽く脚をつつばらせる。
- 10 立つち運動(七カ月頃から) 坐つた位置から立たせてみる。
- 11 逆立ちの準備運動 (七カ月頃から) 腹ばい運動になれたら、腹ばいの位置で脚と胸を支えて持ち上げる。
- 12 逆立ちの運動(九カ月頃から) 前の準備運動になれたら、胸の下の手を離してやる。

郷土史料 (その六十二)



俗信 (三)

志賀 又郎

- 四、病気に關するもの
- 「某留守」と書いた札、或は馬の字三字かいた札を戸口にかけておく時は流行病にかゝらぬ。
- 彼岸の中日に石鳥居を七つ通る時は死に當つて他人の世話にならず又老病を長く患わない。
- 眼病や腫物のできた時、飾を半分井戸に見せ、若し癒つたら全部見せるといへば治る。
- 冬至の日に南瓜を食へば夏病や中氣にかゝらぬ。又河で飯ばぬ。
- とろゝ汁を食べた後で茶をのむと中氣にかゝる。
- 流行病にかゝつた時、藁人形を作つて他人の見えないよう夜村境の路傍に棄て、後を見ずに急いで帰ると通行者にうつつてなおる。
- たむしは驚か鶴の文字をかくと治る。
- 手足のまめは馬の字をかくと治る
- はたけができたら鎌で耕作のまねくさは鎌でかるまねをすると治る
- ものもらい(眼疾)が上脛にでき

たら目上の人から下脛にできたら目下の者から何かもらつてたべると治る。

- 岡崎市上地町の大槌の疣神の池の水で疣を洗うととれる。
- 五、死や葬儀に關するもの
- 火葬の灰に雨がかゝると次の喪者が早い。
- 火葬の灰が髪にかゝると白髪になる。
- 喪者を送る道で転ぶと死ぬ。
- 葬儀の野団子を食べると寝小使が止まる。
- 火葬の煙の方向で次の喪者の方向がわかる。
- 夜間喪者を屋外に出せば魔物がとる。やむを得ず運ぶ時は刀を附けてその難を除く。
- こんにやく芋や甘藷の花が咲くと家に死人が出る兆。
- 各種作物の播き落しや、莠芽不良は死人の前兆。
- 溺死者の没する位置を知るには鎌を用うると死体の位置で鳴く。
- 鳥鳴き悪い時は死人あり。
- 指に魚の目ができると縁者に死人がでる兆。



子どもは守られているか

児童憲章ができて五年目、われわれの目にもあやしげな浮浪児は全く姿を消した。一時は收容しても逃げだした始末に困つた浮浪児たちも、政府の本腰を入れた対策が効を奏したのである。

三十一年度予算を見ると、児童福祉費五十六億八千四百万円、児童福祉施設整備費四億等を含め、児童福祉関係では総額六十四億三千二百万円という巨額を計上し、すべて児童憲章にのつとつて恵まれない子供達によい環境を、幸福を与えようとしているのである。たしかに不幸な子どもたちは守られてきているのであるが、一方普通の家庭の子供達はどうだろうか。家庭によっては交通量の多い町中に住み、安全な遊び場もない子供たち、親の不注意から不良出版物が子供の目に入り悪い影響を受けているのも少なくない。子供のための安全な遊び場や、楽しい施設も公共の手で各所に作られてはいるが、まだまだ不足しているのが現状である。不足しても子供は悪い環境から守らなければならぬ。子供をもつ親達の温かい愛

情と理解から独自の施設も必要なのである。

諷詠 砂棲生

○ 暁の国会
すつたもんだの その挙句
夜の夜中を ぶつ通し
あゝ暁の 国会で
となり疲れた ○○たち。

○ 新教科書
来年度から、教科書を
それぞれ 値上げするそうな
教育程度の 値下げには
ならないように 願います。

○ 新クイズ
こんなナゾナゾ できますか？
「やめる時まで やまないで
キリがないもの」何でしょう
それはポツポツの 失言症。

○ と き 昭和三十一年八月上旬
○ と ころ 幸田中学校

△生産物展示会・即売会
△生活改善展示会
幸田町 産業祭のお知らせ
△加工産物展示会・即売会
△映画会

皆さん奮つて参加の
御準備を!!

婦人のページ

母の日におもう

幸田うろこ

五月第二日曜は、世界母の日でございます。世界の国々のすべての人々がお母さんに感謝する日となっています。生きてみえるお母さんのためには赤いカーネーションを、亡くなられたお母さんのためには白いのを胸にかざして感謝の真心を現わしております。

母の日の起りは、今から五十余年前アメリカのウエストヴァージニア州の小さな町の教会で、長年日曜学校の先生をしていた若い婦人が、亡き母を偲び、お母さんの深い愛情に感謝の心をこめて一束のカーネーションを捧げるのを見て、教会に集つたすべての人が深く感動した事からでこの美しい行いは人々の共鳴と感動をよび、次々と拡まり、一九一四年アメリカの議会は五月第二日曜を世界母の日とすることを定めたのであります。日本でも終戦後各国と同じく五月第二日曜にきめました。

「おかあさんありがとう」と子供等から感謝の言葉をうけ、日頃の努

力と労苦を慰めようと色々な行事をして健やかな成長ぶりを見せてくれます。それが何よりの楽しみであるけれども、よく考えてみますと、私共はまだ母としての役目を果たした訳でもなく、完全に母を卒業したのではございませんので、まだ子供たちからのお礼や感謝を手放しでうけるには早いように存じます。私どもが子どもから本当に感謝や御礼の言葉をうけてよいのは、子供の一人一人が健やかな、正しい、そして心の美しい人に成人し、明るい社会を創り上げ、「私たちは幸福です。お母さんありがとう」といつてくれる時であらうと思ひます。そう思ひますと、母としての務の重要さは、むしろこれからだという気が致します。

私たちが幸田町の母は、この母の日に母としての立場で子供たちから感謝をうけるより先に、先づ子としての立場で私たちを育て、下さつた母や祖母たちの真心と御苦勞を思い、心から感謝の誠を捧げ、その真心に報いるためにも、更によい母となつて子供たちをよりよく育て上げることを誓ひたいと思ひます。



美容体操にしたしむおみなたち